

名古屋港東水路における 行き会い管制の運用について

～平成24年7月15日から運用を開始します～

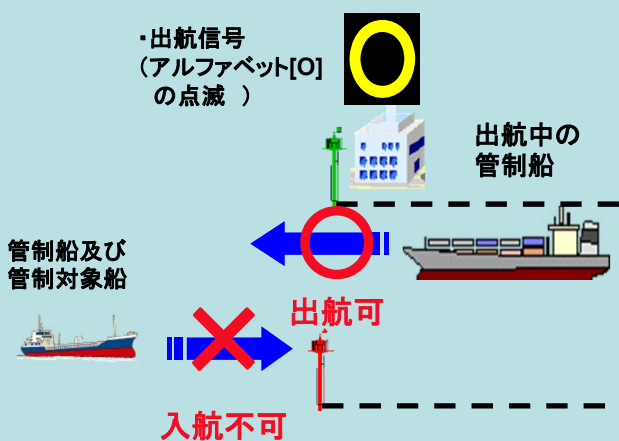
これまで、管制船(全長270m以上の船舶)が東水路を航行する場合、管制対象船(全長50m以上の船舶(総トン数500トン未満の船舶を除く。))との行き会いを一律に制限していました。

今回の行き会い管制の運用開始により、行き会い条件を満たし港長が認めた管制対象船は、東水路が出(入)航信号O(I)の信号管制時であっても、管制船との水路内での行き会いが可能となります。

但し、水路内で行き会う管制対象船は、管制船に対し1隻のみです。(下図参照)

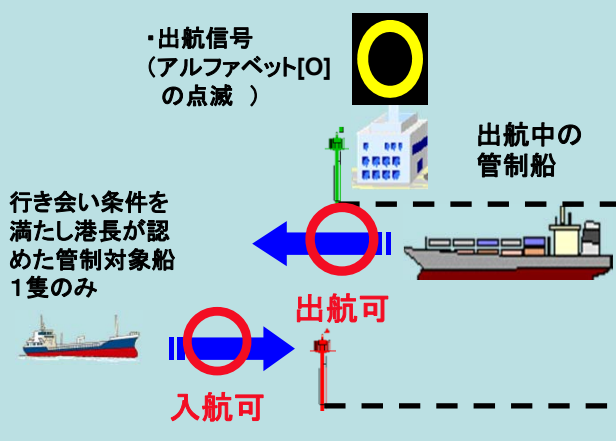
これまでの東水路における交通管制(例)

管制船が東水路を航行する場合に管制対象船の行き会いを一律に制限



新たな東水路における交通管制(例)

「行き会い条件」を満たし、港長が認めた管制対象船は航行が可能



行き会い条件

東水路内で管制船と管制対象船が行き会うための条件は次のとおりです。

- ①AISを装備した船舶であって、正常に作動していることが確認できること。
- ②管制船が油送船でないこと。
- ③管制対象船の全長 l [m]が次の条件式を満たすこと。
 $l \leq 1080 - 3 \times L$ (L:管制船の全長[m])
- ④午前10時～午後2時の時間帯であること。
- ⑤高潮防波堤信号所における風速15m/s未満、視程2000m以上であること。
- ⑥東航路南口付近の漁船集情報が出されていないこと。
- ⑦管制船と管制対象船が1船対1船で行き会う状況であること。
- ⑧管制船と管制対象船のいずれの船舶も水路途中(北浜ふ頭、南浜ふ頭、錨地等)から出入りしないこと。

行き会い可能な管制対象船の長さの目安

管制船	管制対象船
270m	270m未満
280m	240m以下
290m	210m以下
300m	180m以下
310m	150m以下
320m	120m以下
330m	90m以下
340m	60m以下
343m	51m以下

※ 上記の条件を満たしていても安全を確認できない場合は、港長の判断で行き会いを認めないことがあります。

行き会い管制の受付手順

※申し込み受付及び可否判定は、**名古屋港海上交通センター**で実施します！

① 管制船との行き会い申し込み

○申し込み時期

管制船の東水路入航又は解らんする1時間前から受付開始とし、30分前で締め切ります。

※申し込みの際は、AISの電源をON、自船のデータ(全長)表示を必ず確認して下さい。

○申し込み手段等

VHF又は電話で必要事項を通報し、申し込んで下さい。

■申し込み先

VHF: 呼出名称「なごやハーバーレーダー」

電話: 052-398-0715

■必要事項

- ①船名
- ②信号符字又はMMSI
- ③バース名
- ④入航又は解らん予定時刻

○注意事項

名古屋港海上交通センターのホームページで、管制船の入出航予定、行き会い可能な船舶(全長)等を確認できます。(携帯電話によるアクセスの場合、行き会い可能な船舶の全長は確認できません。)

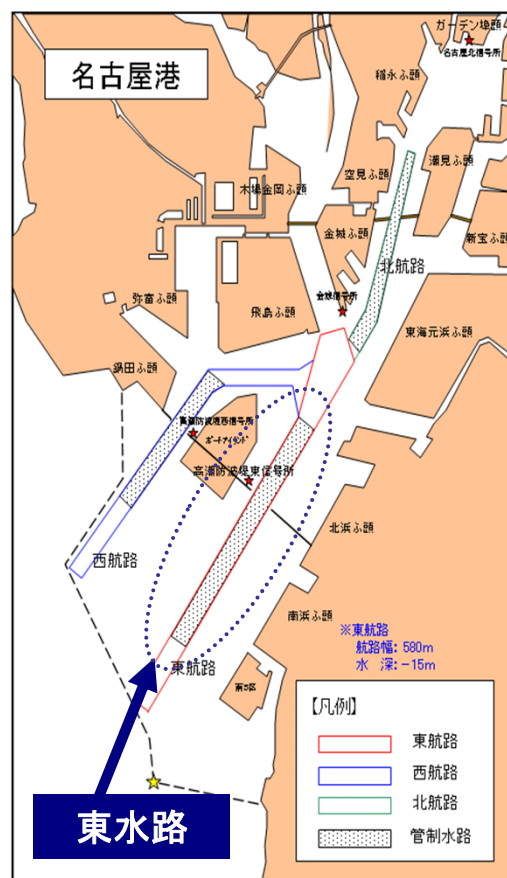
※名古屋港海上交通センターホームページ

名古屋港海上交通センター

検索

クリック

トップページ→船舶予定→名古屋港管制計画



② 行き会いの可否判定

○可否判定を行います。

※すでに、行き会う船舶が決定している場合は、他の船舶は行き会いができません。

③ 可否判定結果の通知

○AISメッセージで行き会いの可否判定結果を通知します。

○VHF又は電話でAISメッセージの受信を確認しますので、VHF(CH16)の常時聴取をお願いします。

○不可の場合は、行き会うことができません。

④ 行き会い実施

1隻の管制船と1隻の管制対象船が東水路内で行き会い可能となります。

●問い合わせ先

名古屋港海上交通センター

住所: 〒455-0848 名古屋市港区金城ふ頭3丁目1番

HP: <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/nagoyako/>

名古屋海上保安部 航行安全課(名古屋港長)

第四管区海上保安本部交通部安全課

電話: (052) - 398 - 0711(代表)

電話: (052) - 398 - 0715(申し込み用)

電話: (052) - 661 - 1615

電話: (052) - 661 - 1611